

(令和7年度) 第60回鳥取県高等学校総合体育大会 駅伝競走

兼男子第76回・女子第37回全国高校駅伝競走大会鳥取県予選会 実施要項

- 1 主 催 鳥取県高等学校体育連盟
- 2 後 援 鳥取県教育委員会・(公財) 鳥取県スポーツ協会・境港市・境港市教育委員会・毎日新聞鳥取支局
- 3 特別協賛 (株) 新日本海新聞社
- 4 主 管 鳥取県高等学校体育連盟駅伝部 (一財) 鳥取陸上競技協会
- 5 期 日 令和7年10月31日(金)～11月1日(土)
10月31日(金) 開 会 式 14時00分 夢みなとタワー
監督会議 14時30分 夢みなとタワー

11月1日(土) 女子出発 10時15分 境港市竜ヶ山陸上競技場
男子出発 12時15分 境港市竜ヶ山陸上競技場
閉 会 式 15時30分 //
- 6 会 場 境港竜ヶ山特設コース(竜ヶ山陸上競技場中継・発着)
- 7 区 間 男子(42.195km)
第1区 竜ヶ山陸上競技場 1km ～ 競技場周辺ロード 9km ～ 競技場 10 km
第2区 竜ヶ山陸上競技場 ～ 競技場周辺ロード ～ // 3 km
第3区 // ～ // ～ // 8.1075 km
第4区 // ～ // ～ // 8.0875 km
第5区 // ～ // ～ // 3 km
第6区 // ～ // ～ // 5 km
第7区 // ～ // ～ // 5 km

女子(21.0975km)
第1区 竜ヶ山陸上競技場 1km ～ 競技場周辺ロード 5km ～ 競技場 6 km
第2区 // ～ 競技場周辺ロード ～ // 4.0975 km
第3区 // ～ // ～ // 3 km
第4区 // ～ // ～ // 3 km
第5区 // ～ // ～ // 5 km
- 8 参加資格 (1) 出場者は、県高等学校体育連盟加盟校の在籍生徒で日本陸上競技連盟に登録された競技者であること。ただし、全日制と定時制通信制の混成チームで組む場合は合同チーム扱いとする。
(2) 合同チームの出場は認めるが、各校学校長の承認を得ていること。ただし、オープン扱い。
(3) 平成18年4月2日以降に生まれた者。ただし、同一学年での出場は1回かぎりとする。
(4) 転校後6ヶ月未満の者は、原則参加を認めない。
(5) あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
(6) その他、県高等学校体育連盟の定める規定による。

- 9 合同チーム (1) チーム編成は競技規程(1)と同じとする。順位はつけず、記録のみの発表をおこなう。
参加規程 (2) 1校から複数の合同チームへの選手参加は認めない。
(3) 学校対校での出場校からは合同チームへの参加は認めない。
- 10 競技規定 (1) 学校対抗とし、男子チームは監督1名・選手10名、女子チームは監督1名・選手8名とする。ただし選手のうち外国人留学生のエントリーは2名以内とし出場については男子は2区または5区(3km)、女子は3区または4区(3km)で1名の出場とする。申し込み後のエントリー変更は認めない。
(2) 正式オーダー(様式2)は、開会式受付の時(13時30分～13時50分)に、提出する。その後の変更については本部で審議する。
(3) 引継ぎには大会本部で用意したタスキを用いる。競技には、一切伴走を禁止する。
(4) ナンバーカードは、大会本部で用意したものを使用すること。
(5) 本駅伝では、シューズの検定は行わないものとする。
(6) 競技は、2025年度日本陸上競技規則及び同駅伝競走基準、並びに高校駅伝規則、本大会規定、監督会議申し合わせ事項による。
- 11 表彰 (1) 優勝校・・・優勝旗・賞状(前年度優勝校にレプリカを贈る。)
(2) 2位～8位校・・・賞状
(3) 各区間第1位・・・賞状
(4) 優勝校は全国大会(京都府)、6位までは中国大会(広島県)の出場資格を得る。
(5) 毎日新聞社より表彰がある(メダル等)
- 12 申込方法 (1) 所定の様式(様式1)により、下記あてに申し込むこと。
(2) 申込先 〒683-0045 米子市大谷町200
米子西高等学校(担当:佐々木誠)
TEL 0859-22-7421 FAX 0859-22-7423
E-mail : sasaki_mk2@g.torikyo.ed.jp
(3) 申込期日 令和7年10月14日(火) 12:00必着(メール申込み)
校長の出場認印のある本書は10月17日(金)までに郵送で提出
- 13 大会負担金 (1)大会参加生徒一人あたり500円を徴収する。
監督会議受付時に納入すること。
- 14 留意事項 (1) 監督会議における注意事項を遵守すること。
(2) 公道を使用しての大会となるので、安全を第一とし、警察・警備員・交通指導員および競技役員の指示に従うこと。
(3) 選手は競技場周辺およびコース上の民家等に迷惑のかからないよう十分注意すること。各校顧問は、事前に指導しておくこと。
(4) 保護者・関係者の応援は、絶対に競技の運営に支障が出ないようにすること。各校顧問は、事前に連絡し周知しておくこと。